

羽田空港再拡張事業の 環境影響評価準備書に対する意見書を提出

「到底容認 できない」

羽田空港の再拡張は、羽田空港に新たに滑走路をつくり、離着陸回数的大幅な拡大を行うものです。市では、当初から騒音や飛行ルートに問題があると訴えてきました。その結果、市の陸域の飛行は回避されたものの、依然として騒音などの問題は残っています。今回、国が示した環境影響評価準備書では、23時から翌朝6時までの深夜から早朝にかけて、現在の約10倍の1日あたり112便の運行が既定の事実のように設定され、評価が行われています。市では、この準備書が平成17年3月25日に千葉県知事が国に対して方法書に対する意見書を提出してから5カ月という短期間で作成されたことから、的確な検討がなされたのか疑問であり不安に思っています。今回は、昨年の12月13日に千葉県知事に提出したこの準備書に対する意見書の概要をお知らせします。

意見書の内容

●航空機騒音

- 浦安市への影響は現在より増大することは明らかであり、市の陸域の騒音の程度を示したうえで、評価を実施すること。
- 浦安市の近くを通過する着陸機は、騒音軽減を図るためにフラップを下げるタイミングを遅らせて滑走路に進入する方式（ディレイドフラップ進入方式）を採用するとともに、航空管制官、パイロットなどに対して周知徹底を図ること。
- 特異音の発生原因を解明し、発生回避や低減策について明示すること。
- 年間の平均値だけではなく、年間日変動値の95[※]パーセンタイルや日最大値などによる予測評価を実施すること。
- ※パーセンタイルとは、計測値の分布（ばらつき）を小さい方から並べてパーセントで見た数字
- 飛行航跡データなどの基礎データや機種別・重量別・飛行経路別・時間帯別の離着陸回数について内容を明示すること。

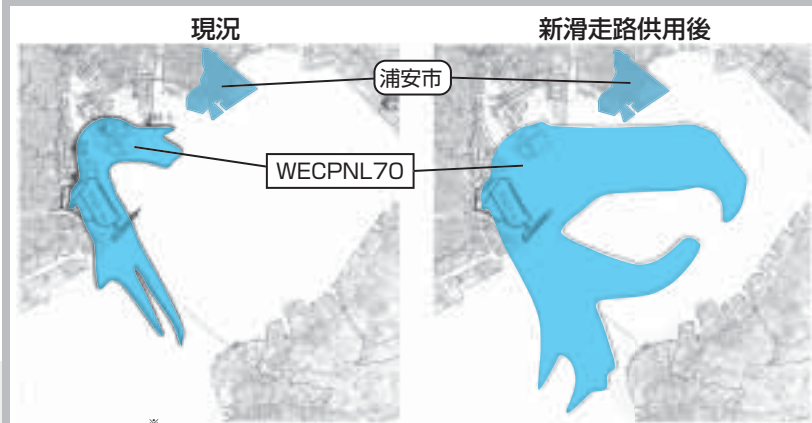
●深夜早朝時間帯の航空機騒音

- 新たな滑走路（D滑走路）を使って深夜早朝時間帯の運航を増加することは、その運航方式や飛行経路、騒音影響などについての説明がなく、いまだ関係地域との合意がなされていないコースを前提とすることは住民を無視したやり方である。

○この環境影響評価とは別に、同時時間帯の航空機騒音の影響について住民の理解を得ることが必要不可欠である。

- 発着回数は、空港の発着処理能力と環境基準の範囲内で最大発着回数との関係から設定されており、同時時間帯の運航方針や需用予測などの根拠の評価が欠けている。また、関係地域などにも合意されて

※WECPNL70以上のエリアが倍以上に拡大し、本市千鳥地区に迫っていることから陸域への影響は現在よりも増加する。WECPNL65や60のラインも明示し、本市陸域の騒音の程度を示して、評価を実施すること



※WECPNLは、航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別などを加味した騒音のうるささの単位。住宅の用に供する地域の基準値は70以下とされる

●電波障害

- 地上波デジタルや衛星放送電波（BS、CS）の電波障害に対して知見の収集に努め、必要に応じて事後調査を実施すること。

●航空機騒音の監視

- 騒音の実態把握のため、積極的に固定測定局を設置すること。

- 固定設置局で把握できない地域では、影響の大きい時期に短期測定を併用するなど、全体的な騒音実態を把握すること。

●環境保全措置

- 環境保全への展望や改善に向けた具体的な措置を明確に記載すること。
- 航空各社に対して、騒音の低い航空機の導入の促進を強く指導するなど、より一層の航空機騒音の低減に取り組むこと。
- 航空各社に対して、燃料消費効率のよい新型機の導入を促進するなど、より一層の温室効果ガス排出量の低減に取り組むこと。

今後の流れ

市では、国土交通省が行う羽田空港再拡張事業の環境影響評価に対して、適切な予測評価の実施、環境影響の回避・低減策の検討などの意見を述べています。

今回、市が千葉県知事に対して行った準備書に対する意見は、他の関係市町村の意見とあわせて、2月21日までに千葉県知事の意見として国土交通省に提出されます。

国土交通省は、このような知事の意見や国土交通大臣、環境大臣の意見を踏まえて、準備書を見直し、評価書として公告・縦覧を行い、事業の実施になります。

問い合わせ 環境保全課

夜間から早朝の飛行が既定事実

この準備書では、午前6時から午後10時までの定期便枠を現在の28・5万回から40・7万回に増やすことを目的にしています。しかし、現行で1日あたり十数便しか運航されていない午後10時から翌朝午前6時までの時間帯に、1日あたり112便に増加させることを前提に評価されています。

深夜早朝時間帯の離着陸回数、運航比率・方式、飛行経路は、現在までに千葉県や関係市町村との合意はされておらず、深夜早朝の騒音については寝耳に水であり、住民を無視したものです。

市としては、深夜早朝時間帯の航空機の市近傍の通過は、海上通過であっても生活環境に多大な影響を及ぼし、不利益を被るおそれがあり、到底容認できません。

時間帯別離着陸回数（日あたりの便数）

区分	6時台～22時台	23時台～5時台
国内線	1,032	56
国際線	82	56
小計	1,114	112
公用機枠	30	
※ファイアーブレイク	16（枠）	
特定時間枠	60	
合計	1,220	112

40.7万回に相当する部分

※航空機発着の遅延による混雑を吸収するために発着機数を抑制する枠

D滑走路を使って現状の約10倍の増便を前提に評価。方法書でも枠外とされた部分。

意見書の全文は市ホームページ、情報公開コーナー（文化会館2階）、環境保全課（市役所第3庁舎1階）でご覧になれます。